

要約筆記者 養成講座

～要約筆記を学んでみませんか～

要約筆記者になるためには、全国統一要約筆記者認定試験に合格する必要があります。
北海道聴覚障がい者情報センターでは要約筆記者養成講座を開講します。受講してみませんか。

要約筆記とは？

耳のきこえない方、きこえにくい方に、話し手の声を要約して、文字で伝える、文字による通訳のことです。
筆記する方法とパソコンに入力する方法があります。利用者の希望や状況によって、方法が変わります。

手書き要約筆記



隣で文字を書いて伝えます。少人数の会議や病院受診、災害時にも役立ちます。

パソコン要約筆記



音声情報をパソコンで入力し、大きなスクリーンで映します。講演会や研修会などで使われる方法です。オンラインでも利用されています。

2025年度 講座案内

■講習日程（全14日・84時間）

7月26日(土)～27日(日)、8月9日(土)～10日(日)、
8月30日(土)～31日(日)、9月20日(土)～21日(日)、
10月4日(土)～5日(日)、10月25日(土)～26日(日)、
11月29日(土)～30日(日) ※月1～2回/各日10時～17時15分

■講習会場 岩見沢市・帯広市

■受講コース（手書き・パソコンのどちらかを選択）

- ・パソコンコース希望者はノートパソコン持参
- ・基本操作、タッチタイピングができる方

※帯広市はパソコンコースのみ開催予定です

■全国統一認定試験

2026年2月15日(日)予定

■受講料 無料（テキスト・消耗品は自己負担です）

■お申し込みは

受講申込書に記入の上、6月30日(月)までにメールか郵送でお申し込みください。

申込書は、北海道聴覚障がい情報センターのホームページからダウンロードできます。

<https://hokurouren.jp/info/youyakuyousei/>



“要約筆記者派遣制度”

2013年に施行された、障害者総合支援法の地域生活支援事業の「意思疎通支援事業」では、手話通訳と共に、派遣事業は市町村の必須事業となっています。
ただ「要約筆記を利用できる」「申請できる」ことを知らない方も多く、未だ要約筆記の派遣事業を実施していない市町村もあります。
要約筆記を学んで、市町村の派遣事業を担う要約筆記者の育成が今、必要とされています。

お問い合わせ・お申し込み↓

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目 かでる2.7

公益社団法人北海道ろうあ連盟

北海道聴覚障がい者情報センター

TEL : 011-221-2695 FAX : 011-281-1289

E-mail : joutei@hokurouren.jp